

授業科目	刑法演習
演習題目	刑法の基礎固めから応用まで
担当教員	井上 宜裕
授業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑法の基本原則に関する理解を深化させること 2 刑法の全体像を把握すること 3 具体的事例に応用可能な総合力を習得すること
履修条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑法学に興味を有していること 2 刑法Ⅰ及び刑法Ⅱを既履修または履修中であること 3 毎回出席すること
教科書・参考書	<p>特に指定しない。</p> <p>授業の際に適宜、参考文献を指示する。</p>
授業の計画・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の概要 <p>論点学習をいくら積み重ねても、いざそれを具体的事例に当てはめようとすると迷ってしまい答えが出せないことがある。具体的事案の解決には、各論点の相互関係や、各論点の背後に存在する基本原理等、刑法の総合的理解が不可欠である。</p> <p>本ゼミの目標は、実践的に応用可能な知識の習得、及び、その知識を実際に活用できる能力の獲得であり、これらを通じた刑法の全体像の把握である。基本書等を読んだだけでは辿り着けない高みを目指す。</p> ・ 授業の内容 <p>前期は、基礎固めに重点を置き、刑法の全体像の把握に努める。後期は、前期で獲得したスキルに磨きをかけ、具体的場面に応用可能な総合力を習得すべく、典型的論点を織り交ぜた事例問題に取り組んでもらう。</p> ・ 授業計画 <ol style="list-style-type: none"> 1 「判例・通説」とは何か？（学説と判例の関係） 2 犯罪の実態を把握するには？（犯罪統計の読み方） 3 薬物の自己使用を処罰する必要はあるか？（薬物犯罪対策） 4 少年が優遇される理由とは？（少年法制） 5 自動運転車が事故を起こしたら？（AIと刑事責任） 6 人間の尊厳とは？（安楽死・尊厳死） 7 民法上許容される行為を刑法が処罰できるか？（民法と刑法の関係） 8 特殊詐欺とは何か？（詐欺罪の現代的展開） 9 市営地下鉄と西鉄電車で何が違う？（公務と業務） 10 自ら侵害を招来すると防衛権が奪われる？（自招侵害論） 11 二人以上で犯行計画を立てただけで処罰される？（「共謀罪」） 12 一度関与すると抜けられない？（共犯関係の解消） 13～ 事例演習

	<p>・授業の進め方 各テーマないし事例問題につき、数名に報告してもらい、それを手がかりに参加者全員で討論を行う。</p> <p>※なお、受講生の希望に応じて、ゼミ合宿、刑事施設見学を実施する。</p>
成績評価の方法	<p>報告：40% 質疑応答：40% 出席：20%</p> <p>※無断欠席者、遅刻常習者には、その後の履修を許可しないことがある。</p>